

太陽光発電所建設に関する主な許認可一覧

(和歌山県)

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
企画総務課 (近畿圏の保全区域の整備に関する法律) 連絡先 073-441-2334	近郊緑地保全区域内に事業計画地がある場合、区域内において、建築物の建築、木竹の伐採等を行う際は事前に知事に届出を行う必要があります。	「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」 第5条、第8条	届出に関する窓口は市または町となります。 届出に関する詳細については県企画総務課HPをご覧ください。 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/kinkouryokuti/kinkouryokuti.html
地域政策課 (国土利用計画法による大規模土地取引届出制度) 連絡先 073-441-2423	メガソーラー事業に際して、一定面積以上の土地売買等の取引を行う場合、契約締結後2週間に市町村役場への届出が必要となる場合があります。	「国土利用計画法」第23条	和歌山県では国土利用計画法の届出制度に関する事務を各市町村へ権限移譲しています。届出の要否、届出書の書き方など個別相談窓口は、各市町村国土利用計画法担当課室となります。 市町村窓口一覧 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020200/todokede/todokede.html
消防保安課 (消防法) 連絡先 073-441-2263	蓄電池に用いられる危険物が指定数量以上となる場合、危険物の一般取扱所に該当するため、市町村長等の許可を受ける必要があります。 また、指定数量未満の場合においても、市町村が定める火災予防条例に基づいた手続きが必要になる場合があります。	「消防法」第10条、第11条 「各市町村火災予防条例」	申請に係る窓口は発電所を計画した市町村を管轄する消防本部です。
総合防災課 (和歌山県広域防災拠点基本計画) 連絡先 073-441-2262	—	「消防法」第8条、第17条 「各市町村火災予防条例」	建設地が広域防災拠点である場合には、その建設の是非、及び、災害発生時に応援要員の一時集結地、ベースキャンプ、ヘリポートなどとして使用できるよう、パネルの設置場所などについて、意見を申し上げることがあります。

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
環境生活総務課 (環境影響評価) 連絡先 073-441-2674	当該事業が、環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業、若しくは、和歌山県環境影響評価条例第二条第二号に規定する対象事業に該当する場合は、各法令に基づく手続き等が必要になります。	「環境影響評価法」 「和歌山県環境影響評価条例」	事業場の建設の用に供する目的のために行う一団の土地（その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含む。）の造成に係る施行区域の面積が 75ha 以上となる場合その他左記法令の規制を受ける場合は、別途協議をお願いします。
環境生活総務課 自然環境室 (自然公園法、和歌山県自然環境条例、和歌山県環境保全条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律) 連絡先 073-441-2783	事業計画地が国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域に該当する場合、許可又は届け出が必要となります。	「自然公園法」 第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 33 条 「和歌山県自然環境条例」 第 20 条、第 21 条、第 22 条 「和歌山県環境保全条例」 第 14 条、15 条、第 16 条	申請に係る窓口は国立公園にあつては、国（環境省）、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域にあつては市町村です。
	事業計画地が鳥獣保護区の特別保護地区内に該当する場合、許可が必要となります。	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第 29 条	申請に係る窓口は県（振興局）です。
	事業計画地が、国内希少野生動植物種の生息地であった場合は、土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならないとされています。また、捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）は原則として禁止されています。	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第 9 条、第 34 条	国内希少野生動植物種の保存にご留意願います。（問い合わせ窓口は環境省です。）
循環型社会推進課 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 連絡先 073-441-2692	事業計画地が、指定区域（過去に埋立てた最終処分場等）として指定されている場合は、着手する前に届出が必要です。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 第 15 条の 17、第 15 条の 19	申請に係る窓口は、当該区域を管轄する保健所です。

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
循環型社会推進課 廃棄物指導室 (産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例) 連絡先 073-441-2676	当該事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等に供する区域の面積が3,000m ² 以上(特定事業)となる場合、知事の許可が必要となります。 ※市町村条例により3,000m ² 未満であっても市町村長の許可等が必要な場合があります。	「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」 第19条第1項	左記に該当する事業を実施する場合、条例に基づく所定の手続きを経てください。
環境管理課 (土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例) 連絡先 073-441-2683	土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切り土、盛り土等)の面積の合計が3000m ² 以上となる場合は、工事着手の30日以上前までに届出が必要です。	「土壌汚染対策法」第4条	場所によっては、土地の調査命令がかかる場合があります。 届出後、30日を経過しないと工事着手できません。
特定施設の設置を行う場合は、30日前までに届出が必要です。 また、特定建設作業の実施を行う場合は、作業開始の7日前までに届出が必要です。	「騒音規制法」第6条、第14条	届出の対象となる市町は県内各市(紀の川市、岩出市を除く)、有田川町及び白浜町です。また、これらの市町においても、設置場所・作業場所によっては届出不要となる場合がありますので、詳細は当該市町にお問い合わせ下さい。	
特定施設の設置を行う場合は、30日前までに届出が必要です。 また、特定建設作業の実施を行う場合は、作業開始の7日前までに届出が必要です。	「振動規制法」第6条、第14条	届出の対象となる市町は県内各市(紀の川市、岩出市を除く)、有田川町及び白浜町です。また、これらの市町においても、設置場所・作業場所によっては届出不要となる場合がありますので、詳細は当該市町にお問い合わせ下さい。	
特定施設の設置を行う場合は、60日前(騒音・振動は30日前)までに届出が必要です。 また、騒音・振動に係る特定建設作業の実施を行う場合は、作業開始の7日前までに届出が必要です。	「和歌山県公害防止条例」第24条、第36条	県内全域が届出の対象ですが、設置場所・作業場所によっては届出不要となる場合があります。詳細は、県内各市(紀の川市、岩出市を除く)、有田川町及び白浜町の場合はそれぞれの市町へ、これ以外の市町村の場合は、各県立保健所又は環境管理課へお問い合わせ下さい。	

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
農林水産総務課 (農業振興地域の整備に関する法律、農地法) 連絡先 073-441-2875	事業計画地に農用地区域内農地がある場合は、農用地区域からの除外の手続きが必要です。	「農業振興地域の整備に関する法律」 第13条、第15条の2	手続きに係る窓口は事業計画地内の農地を管轄する市町村になりますので、詳しくは市町村担当課にご相談下さい。 周辺及び下流域に農地がある場合は、その農地に対して影響を及ぼさないよう必要な防除措置を行ってください。
	事業計画地に、登記簿地目が農地以外であっても、現況農地がある場合には、農地法に基づく転用許可申請手続きが必要となります。	「農地法」第4条、第5条	手続きに係る窓口は事業計画地内の農地を管轄する市町村農業委員会です。 周辺及び下流域に農地がある場合は、その農地に対して影響を及ぼさないよう必要な防除措置を行ってください。
農業農村整備課 (農林水産省農村振興局所管地すべり防止区域、農林水産省農村振興局所管海岸保全区域、土地改良財産の他目的使用等)	事業計画地が地すべり防止区域内である場合は「地すべり防止法第18条」に規定する開発行為を行う場合は知事の許可が必要です。	「地すべり防止法」第18条	申請に係る窓口は発電所を計画した市町村を所管する振興局地域振興部農地課です。 事前に協議を行ってください。
連絡先 (農林水産省農村振興局所管地すべり防止区域、農林水産省農村振興局所管海岸保全区域) 073-441-2953 連絡先 (土地改良財産の他目的使用等) 073-441-2941	海岸保全区域内で「海岸法第8条」に規定する行為をしようとする場合は知事の許可が必要です。	「海岸法」第8条	申請に係る窓口は発電所を計画した市町村を所管する振興局地域振興部農地課です。 事前に協議を行ってください。
	土地改良施設・用地の他の用途への使用については施設管理者の承認が必要です。	「土地改良法」第94条の4の2 「土地改良法施行令」第59条 「和歌山県土地改良財産の管理及び処分に関する要綱」第4条 「土地改良財産の使用許可等の事務取扱いについて」第3 「和歌山県公有財産事務規程」第25条	申請に係る窓口は発電所を計画した地域の土地改良区、市町村農業農村整備事業担当課、振興局地域振興部農地課です。 事前に発電所を計画した地域の振興局地域振興部農地課に確認を行ってください。

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
果樹園芸課 (補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する 法律)	果樹園芸課所管の国庫補助事業により取得した財産を活用して実施する場合には、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準に基づく手続きが必要です。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条	国庫補助事業で取得した財産の所有者が申請に係る窓口である財産の所在地の市町村又は和歌山県に提出してください。
林業振興課 (森林法) 連絡先 073-441-2963	森林所有者や伐採行為者等は、地域森林計画対象民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、森林法(昭和26年法律第249号)において以下の手続きが必要になります。 地域森林計画対象民有林の場合、伐採行為を行う30～90日前までに計画地を管轄する市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出(森林法第10条の8第1項)」を提出して下さい。	「森林法」第10条の8	届出に係る窓口は事業計画地を管轄する市町村です。伐採行為を実施する際には、事前に地域森林計画対象民有林区域の確認を行って下さい。区域の確認は、林業振興課、振興局林務課、市町村で確認できます。計画地の森林部分は森林所有者等が森林の施業を目的に作成した計画が含まれている場合がありますので、市町村及び森林組合等に確認し、計画作成者と十分な調整を行ってください。 登記上「山林」以外であっても地域森林計画対象民有林区域内であれば上記の届出が必要です。
森林整備課 (森林法) 連絡先 073-441-2980	地域森林計画対象民有林内で、1haを超える林地開発行為を行う場合は、県知事に「林地開発許可申請」を行う必要があります。 事業用地が保安林である場合、保安林解除の手続きが必要です。 事業用地内で造林補助金の交付を受けていて、完了年度の翌年度から起算して、5年以内に施行地の森林以外の用途への転用、または、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還する必要があります。	「森林法」第10条の2、第26条	林地開発許可申請に係る窓口は発電所を計画した箇所を所轄する振興局の地域振興部林務課です。 保安林解除に当たっては、森林整備課に事前相談をお願いします。

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
資源管理課 (水産資源保護法) 連絡先 073-441-3010 (内線 3015)	水産動植物に有害な物を遺棄し、 又は漏せつすることを禁止してい ます。	「和歌山県漁業調整規則」第 34 条 「和歌山県内水面漁業調整規則」第 24 条	工事中の汚濁水又は竣工後の排水等により水産動植 物に被害を及ぼさないように措置してください。 申請地から排水等が流入すると予測される河川又は 海域には漁業権が設定されている場合がありますの で、権利内容に影響を及ぼすと判断される場合には権 利者の理解を得てください。 万一、漁業に被害が生じたとき及び工事施工により発 生する諸問題については、当事者において責任を持っ て解決してください。
港湾空港課 (航空法、港湾 法、海岸法、漁港 漁場整備法等) 連絡先 (航空法) 073-441-3156 連絡先 (港湾法、 海岸法、漁港漁場 整備法等) 073-441-3163	物件 (仮設物、クレーン作業等を 含む) の高さが制限されます。 臨海部において計画する場合は、 箇所により法令の規制がある場合 があります	「航空法」第 49 条 「港湾法」 「海岸法」 「漁港漁場整備法」 等	設置物件、施工時の重機の最頂部等が制限高を超える ことがないか確認してください。 臨海部において計画する場合は、箇所により法令の規 制がある場合がありますので事前にご相談ください。
技術調査課 (建設工事に係 る資材の再資源 化等に関する法 律) 連絡先 073-441-3084	特定建設資材を使用する場合は、 工事の規模により「建設工事に係 る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)」に基づき、 工事に着手する 7 日前までに、届 出が必要です。	「建設工事に係る資材の再資源化等に関す る法律」法第 10 条	届出書の提出窓口は、計画した市町村内の各振興局建 設部総務調整課、和歌山市内の場合は和歌山市産業廃 棄物課となります。

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
砂防課 (砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	事業計画地に砂防指定地がある場合は、行為の許可を受ける必要があります。	「砂防指定地の管理に関する条例」第4条	申請に係る窓口は、各振興局建設部です。砂防指定地に該当する場合は、その区域に対して影響を及ぼさないよう必要な防除措置を行ってください。
	事業計画地に地すべり防止区域がある場合は、行為の許可を受ける必要があります。	「地すべり等防止法」第18条	申請に係る窓口は、各振興局建設部です。地すべり防止区域に該当する場合は、その区域に対して影響を及ぼさないよう必要な防除措置を行ってください。
	事業計画地に急傾斜地崩壊危険区域がある場合は、行為の許可を受ける必要があります。	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第7条	申請に係る窓口は、各振興局建設部です。急傾斜地崩壊危険区域に該当する場合は、その区域に対して影響を及ぼさないよう必要な防除措置を行ってください。
連絡先 073-441-3172 道路保全課 (道路法)	道路区域内を占用する場合は、道路法による許可が必要です。車両制限令に抵触する車両は、許可を受けなければ通行できません。出入口等を設置するため、道路構造物を変更する場合は施行承認が必要となります。	「道路法」 第24条、第32条、第47条の2	申請に係る窓口は計画予定地管内の各振興局建設部(管理グループ)になります。
連絡先 073-441-3110			

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
都市政策課 (景観法、都市計画法、宅地造成等規制法)	一定規模以上の建築物・工作物を建設する又は土地の形質の変更を行う場合は、あらかじめ届出を行う必要があります。	「景観法」第16条	申請窓口は各市町村です。周辺の景観と調和する形態及び色彩とし、主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模としてください。長大な法面や擁壁が生じないようにし、緑化等に努めてください。
連絡先(景観法) 073-441-3228	都市計画区域内である場合 3,000㎡以上の開発行為、区域外である場合 10,000㎡以上の開発行為は知事又は市町村長の許可を受ける必要があります。	「都市計画法」 第29条第1項 「和歌山県の事務処理の特例に関する条例」 第2条45項	申請窓口は各市町村です。ただし、都市計画区域を有しない市町村については県にお問い合わせください。太陽光発電設備が建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しない場合は、開発許可は不要となりますので、詳細については建築住宅課にお問い合わせください。
(都市計画法、宅地造成等規制法) 連絡先 073-441-3231	宅地造成工事規制区域内で行う、一定規模以上の宅地造成工事の場合は市町村長の許可を受ける必要があります。ただし、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合したものは必要はありません。	「宅地造成等規制法」 第8条 「和歌山県の事務処理の特例に関する条例」 第2条44項	申請窓口は各市町村です。土地の形質変更を伴う造成工事は政令で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置、その他造成工事に伴う災害を防止するための必要な措置を行ってください。
建築住宅課 (建築基準法、エネルギーの使用の合理化に関する法律)	計画敷地内で建築基準法第6条に規定する建築物を建築する場合は、工事着手前に同法に基づく確認申請を行い、確認済証の交付を受ける必要があります。土地に自立して設置する太陽光発電設備についても、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は、建築物に該当します。なお、都市計画区域内にあっては、当該建設地の用途地域ごとに建築物の用途の規制を受け、同法第48条により適合しない建築物は原則建築できません。	「建築基準法」 法第6条第1項、法第48条、法第88条第1項、第2項	計画内容や建設地等により、確認申請が不要な場合もありますので、当該建設地を所管する各振興局建設部または建築住宅課(和歌山市においては、和歌山市建築指導課)と事前協議をお願いします。
連絡先 073-441-3185	床面積 300㎡以上の建築物を建築する場合、届出が必要となります。	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 第75条、第75条の2	

課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為 についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
河川課 (河川法) 連絡先 073-441-3132	河川区域内の土地を占有する場合・河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為を行う場合等は、届出・許可を受ける必要があります。	「河川法」第23条、第24条、第26条、 第27条、第29条	申請・届出に係る窓口は、占有・行為を行う所在地を管轄する振興局建設部です。 ただし、河川区域内の私有地等については、別途所有者と必要な協議を行ってください。
文化遺産課 (文化財保護法) 連絡先 073-441-3731	事業予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、文化財保護法の規定に基づき着手60日前までに土木工事等の届出が必要となります。事業予定地が指定記念物(史跡・名勝・天然記念物)に該当する場合、指定記念物に対し、現状変更を行う際には、あらかじめ国または県の許可を受ける必要があります。また、事業予定地が重要文化的景観に該当する場合、現状変更を行う際には30日前までに、現状変更の届出が必要となります。	「文化財保護法」第93条、第125条、 第139条 「和歌山県文化財保護条例」	文化財保護法に係る届出、許可申請の提出先は事業予定地が該当する市町村教育委員会となります。 また、工事により埋蔵文化財を発見した場合は、速やかに当教育委員会及び市町村教育委員会と連絡をとり、指示に従ってください。
連絡先 073-441-3740	構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素の法的取扱基準 構成資産と一体をなす周辺環境は、自然的・文化的景観をなす地域である。これらの地域については、和歌山県・該当市町が定める条例等に基づき、関係省庁、和歌山県の関係部局、関係市町との連系の下に適切な運用にあたることとする。	「田辺市歴史文化的景観保全条例」 「那智勝浦町歴史文化的景観保全条例」 「新宮市歴史文化的景観保全条例」 「熊野古道大辺路富田坂仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例」 「すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例」 「九度山町高野山町石周辺景観保護条例」 「高野町の歴史と文化を活かした街並み景観及び自然景観に関する条例」	左記の当該市町が定める条例等に係る届出、許可申請の提出先は事業予定地が該当する市町教育委員会となります。